

入札公告

物件補償調査の委託契約について、次のとおり一般競争入札を執行するので、下記の通り公告します。

令和8年6月3日

支出負担行為担当官
奈良県 地域創造部長 毛利 嘉晃

この業務は、国(文化庁)の委嘱を受けて奈良県 地域創造部が実施するため、奈良県県土マネジメント部などが行う補償調査業務の入札とは異なる点があります。特に下記の事項にご留意下さい。

- ・入札書などの文書の宛先は「支出負担行為担当官 奈良県 地域創造部長 毛利 嘉晃」です。
- ・予定価格の事前公表は行いません。また、最低制限価格の設定はありません。
(国の会計法、予算決算及び会計令、文化庁の基準等に基づく。)
- ・予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。なお、施工体制確認調査における調査の結果、適正な業務の確保ができないおそれがある場合等は失格となりますのでご注意ください。

第1 競争入札に付する事項等

- (1)業務名 特別史跡藤原宮跡 物件補償調査業務委託(業務番号:8 文財第6号)
- (2)業務場所 橿原市醍醐町
- (3)業務内容 物件補償調査一式
- (4)履行期限 令和8年10月30日
- (5)予定価格 事前に公表しない
- (6)最低制限価格 設定しない
- (7)入札方法 郵送による入札
- (8)落札者の決定方法 開札後、競争入札参加資格確認申請書および競争入札参加資格確認資料の確認をしたうえで落札者を決定します。(詳細は入札説明書による。)

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1)令和8年度奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿(コンサルタント等)のうち、補償コンサルタントの区分で登録があり、かつ、物件申請で登録している者。
- (2)奈良県内に本店または営業所を有していること。

- (3)入札書提出の日から開札日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置(以下、「入札参加停止」といいます。)を受けていないこと。
- (4)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (5)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更正事件」といいます。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」といいます。)第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなします。
- (6)平成 12 年 3 月 31 以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7)平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てがされなかったものとみなします。
- (8)この業務を行う期間中、主任技術者(1 名)、担当技術者(8 名まで)および照査技術者(1 名)(以下「配置予定技術者」といいます。)を配置(各技術者の兼任は不可)すること。
主任技術者および照査技術者は、次に掲げる①～③のいずれかの資格を有すること。
- ① 補償業務管理士(物件部門)の資格を有する者
 - ② 補償業務管理者(物件部門)の資格を有する者
 - ③ 登録規程物件部門に係る補償業務に関し、7 年以上の実務経験を有する者。実務経験は起業者である発注者から直接に受託または請け負ったものとする。
- ※「補償業務管理士」とは、一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成 3 年 3 月 28 日理事会決定)第 14 条による登録を受けた者をいい、補償業務管理士に係る「部門」とは、同規程第 3 条に掲げる各部門をいう。
- ※「補償業務管理者」とは、登録規程第 3 条に定める補償業務の管理をつかさどる専任の者をいい、補償業務管理者に係る「部門」とは、登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる各部門をいう。
- ※「7 年以上の実務の経験を有する者」とは、補償コンサルタント登録規程の施行および運用について(令和 2 年 12 月 23 日付国不用第 35 号)の記 2.(3)に基づき算定された年数が 7 年以上の者をいう。
- ※「起業者」とは、土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 8 条第 1 項に定める者をいう。
また、配置する技術者は雇用関係(代表者可(にある者とし、そのうち主任技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に 3 か月以上の雇用関係(代表者可)にあること。
- (9)入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所
入札説明書・仕様書等の交付・設計図書等の閲覧	令和8年6月3日(水)～ 令和8年6月30日(火)	奈良県ホームページに掲載します。
設計図書等に関する質問 ※質問は、設計図書等に関することに限ります。 ※質問様式は奈良県ホームページから入手してください。 ※送信後、必ず電話にて送信した旨の連絡をすること。	令和8年6月9日(火) 午後4時まで	奈良県 地域創造部 文化財課 記念物・埋蔵文化財係 【メールアドレス】 bunkaz@office.pref.nara.lg.jp 【TEL】0742-27-9866
質問に対する回答	令和8年6月15日(月) ※予定	奈良県ホームページに掲載します。
入札書および業務委託費内訳書の提出	令和8年6月23日(火) 午後3時まで (期限までに到着したもののみ有効。書留郵便に限る。) ※入札書は二重封筒とし、表封筒に「開札日、業務名、業務番号、入札書在中」と朱書きし、中封筒に入札書および積算内訳書を入れ、直接投函する場合と同様に封印等の処理をすること。	書留郵便に限る 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県 地域創造部 文化財課長 あて(課長あて親展)
開札	令和8年6月24日(水) 午前10時30分～	奈良県庁 本庁1F 入札室 (奈良市登大路町30番地)
(落札候補となるべき同額の入札があった場合)くじ	令和8年6月25日(木) 午前10時30分～	奈良県庁 本庁1F 入札室 (奈良市登大路町30番地)
競争入札参加資格確認申請書および競争入札参加資格確認資料の提出 ※持参もしくはメールで提出	令和8年6月26日(金) 午後3時まで	【提出先】 奈良県 地域創造部 文化財課 記念物・埋蔵文化財係

第4 競争入札参加資格の確認の実施

開札後、落札候補者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書および競争入札参加資格確認資料を提出し、確認を受けなければなりません。また、必要に応じ聞き取り調査を行う場合があります。

第5 その他

1 入札執行回数

- (1)入札執行回数は1回とします。
- (2)落札候補となるべき同額の入札があった場合は「くじ」により決定します。「くじ」を行う日時および場所は「くじ」の対象となった者に通知します。

2 入札保証金および契約保証金

入札保証金は免除します。契約保証金は予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3に定めるところによります。

3 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する資格のない者がした入札もしくは競争入札参加資格確認申請書等の必要書類に虚偽の記載をした者の入札は無効または失格とします。

4 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

5 手続における交渉の有無:なし

6 当該業務に直接関連する他の業務委託の契約を当該業務委託の契約相手方と随意契約により締結する予定の有無:なし

7 契約条項を示す場所および契約を担当する部課等の名称および所在地等

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県 地域創造部 文化財課 記念物・埋蔵文化財係
【電話】0742-27-9866 【FAX】0742-27-5386

8 その他:詳細は、入札説明書によります。